

尼崎市市場・商店街等安全・安心事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、商業団体等が商業集積地の安全・安心の向上及び将来的な利用転換も含めた資産の有効活用を図るために実施する取組に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化等を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱に基づく補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、共同施設撤去支援事業とし、その内容については別表1に掲げるとおりとする。

(補助基準)

第3条 この要綱に基づく補助を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）及び、補助対象期間、補助対象経費、補助率、補助限度額等に関する諸事項については、別表2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の額は当該年度の予算の範囲内で交付する。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、尼崎市市場・商店街等安全・安心事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に別表3に掲げる書類を添えて、事業着手2週間前までに市長に提出しなければならない。なお、提出期限日が尼崎市の休日を定める条例（平成3年2月25日条例第1条）で定める休日である場合は、市の休日の翌日をもって期限とみなす。

2 前項の規定に関わらず、4月1日から4月14日までに事業着手の場合は、速やかに交付申請書に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第5条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、尼崎市市場・商店街等安全・安心事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第6条 交付決定通知書を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに尼崎市市場・商店街等安全・安心事業補助金交付変更申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合についてはこの限りではない。

- (1) 名称又は代表者が変更したとき
- (2) 事業実施時期及び事業の内容を変更したとき
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、補助決定者が前項の規定により、変更申請書を提出したときは、その内容を審査し、妥当と認められるときは、尼崎市市場・商店街等安全・安心事業補助金交付変更決

定通知書（第4号様式。以下「変更決定通知書」という。）により、通知するものとする。

（事業の実績報告）

第7条 補助決定者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに尼崎市市場・商店街等安全・安心事業補助金事業実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）に、別表4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときには、その内容を審査し、妥当と認められるときは、尼崎市市場・商店街等安全・安心事業補助金交付確定通知書（第6号様式。以下「交付確定通知書」という。）により、通知するものとする。

2 前項の規定により交付確定額の通知を受けた補助決定者は、尼崎市市場・商店街等安全・安心事業補助金交付請求書（第7号様式。以下「交付請求書」という。）に、補助金振込先金融機関の通帳の写し（支店名・口座名義・口座番号の確認できるもの）を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の交付請求書を受領したときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の決定の取消等）

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定もしくは交付決定通知書又は変更決定通知書に付した条件を満たさないとき

(2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき

(3) 補助金の使途に不正があったとき

(4) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第4号、第5号及び第7号のいずれかに該当するとき

(5) 暴力団等の利益になるとき

(6) その他市長が不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に相当する補助金を既に交付しているときは、当該補助金の返還を求めることができる。

（定めのない事項の処理）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は主管局長が定める。

付 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 既に、前項に掲げる従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 既に、前項に掲げる従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 既に、前項に掲げる従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 既に、前項に掲げる従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 既に、前項に掲げる従前要綱の適用を受けていたものについては、なお従前の例による。

別表1 補助対象事業

事業名称	事業内容
共同施設撤去支援事業	安全・安心な商業空間の確保や将来的な利活用を促すため、小売市場・商店街等が共同施設を撤去する事業（ただし、共同施設の更新を目的とするものは対象外）

別表2 補助基準

共同施設撤去支援事業

補助対象者	<p>次の各号のいずれかに該当し、以下の補助要件を満たす団体とする。ただし、会長及び副会長等の役員構成が明確であり、かつ規約又は会則が定められている団体に限るものとする。</p> <p>(1) 商店街又は小売市場で商店街振興組合又は事業協同組合を組織しているもの</p> <p>(2) 任意の小売市場・商店街</p> <p>(3) 小売市場・商店街に属する商業者等で組織する任意グループ</p> <p>(4) その他市長が特に認めるもの</p> <p>(補助要件)</p> <p>(1) 空店舗率が原則70%以上の小売市場・商店街等</p> <p>ただし、小売市場・商店街等として、共同施設の十分な維持・管理を行っておらず、撤去することで安全で開放的な空間に変わる等が明らかな場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 共同施設の所有者、使用者全ての同意を得ていること（どうしても同意を得られない理由がある場合は、その理由書）。</p>
補助対象期間	交付申請書を提出した年度内
補助対象経費	共同施設の撤去に係る費用、その他市長が認める経費
補助率	<p>補助対象経費2,500千円まで定額（10/10補助）</p> <p>補助対象経費2,500千円を超えた部分の2分の1以内</p> <p>他補助施策併用時においては補助対象経費を超えることのない補助額にて補助することとする。</p>
補助限度額	3,000千円

※ 補助金の単位については、千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 経費には消費税額は含まない。

別表3 補助金交付申請手続きに必要な添付書類

事業名	必要な添付書類
共同施設撤去支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業計画書 第1号様式の2 ② 補助対象団体の定款又はこれにかわるもの及び役員名簿又はこれにかわる構成員名簿 ③ 決議録など補助対象団体が補助対象事業を実施決定したことが確認できる書類 ④ 収支予算書 第1号様式の3（補助対象事業の仕様及び経費の見積書（市内業者を含む2社以上からの見積書）など、支払経費の内訳を確認できる書類を添付） ⑤ 工事内容が分かる書類（実施計画書、仕様書及び配置図等） ⑥ 工事着工前の写真 ⑦ 撤去に係る責任の所在を証明する書類（誓約書など） ⑧ 共同施設の所有者、使用者全ての同意書及び同意者と共同施設との位置関係などがわかる書類 ⑨ 履歴事項全部証明書の写し又は代表者本人確認書類 ⑩ 前9号のほか、市長が必要と認める書類

別表4 事業の実績報告手続きに必要な添付書類

事業名	必要な添付書類
共同施設撤去支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業実績書 第5号様式の2（実施状況が分かる写真など成果物等を添付） ② 収支決算書 第5号様式の3（領収書など、補助対象経費の支払が完了したことを確認できる書類を添付） ③ 本制度以外の補助金利用がある場合は補助金額の確認できる書類 ④ 前3号のほか、市長が必要と認める書類